医薬第　号
19.9.10
滋賀県
医務薬務課

薬食発第 0904002 号
平成 19 年 9 月 4 日

各都道府県知事　殿

厚生労働省医薬食品局長

「医薬部外品原料規格 2006」の一部改正について

医薬部外品原料の規格については、平成 18 年 3 月 31 日付け薬食発第 0331030 号厚生労働省医薬食品局長通知「医薬部外品原料規格 2006 について」の別添において「医薬部外品原料規格 2006」（以下「外原規 2006」という。）として定められているところである。

今般、新たに収載する必要がある成分を追加する等、外原規 2006 の一部を別添のとおり改正したので、通知する。ついては、外原規 2006 の一部改正の概要を下記のとおり示すので、別添と併せて御了知の上、貴管下関係業者に対し、周知方よろしく御配慮願いたい。

記

第１　外原規 2006 の一部改正の要点について

１．各条品目について、次の２品目を新たに外原規 2006 に収めたこと。
1)　過ホウ酸ナトリウム
2)　臭素酸カリウム

２．各条品目について、次の 15 品目の性状及び品質に関する規定を改めたこと。
1)　L−アルギニン
2)　塩化リゾチーム
3)　カーボンブラック
4)　d−カンフル

5) dl－カンフル
6) グリシン
7) 合成金雲母
8) 合成金雲母（2）
9) シア脂
10) L－システイン
11) チョウジ油
12) ノナン酸バニリルアミド
13) ベンジルアルコール
14) メチルセルロース
15) モノニトログアヤコールナトリウム

３．各条品目の新規収載及び改正に伴い、試薬・試液の項の整備を行ったこと。

第２　適用時期について

本通知は、平成 19 年 9 月 4 日より適用すること。ただし、平成 21 年 3 月 31 日までの間、従前の例によることができるものとすること。